

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の事項（その他の取引ルール）について

久留米市中央卸売市場（青果部）

取引ルール	内 容	理 由
開場の期日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月31を除き、毎日開場する。ただし、出荷者及び消費者の利益のためであれば、当該日以外に開場しないことができる。	安全・安心な生鮮食料品等の流通を確保するため。
第三者販売	卸売業者は、仲卸業者・売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため。
自己買受け	卸売業者は、卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けたときは、市長へ報告しなければならない。	取引の実態を把握するため。
買戻し	卸売業者は、仲卸業者、売買参加者から卸売に係る販売の委託を引き受け、又は買い受けたときは市長へ報告しなければならない。	取引の実態を把握するため。
受託契約約款	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、受託契約約款を定め、市長へ届け出なければならない。	卸売業者の適切かつ健全な運営を確認するため。
販売前における受託物品の検収	卸売業者は、受託物品の受領に当たって確実に検収を行わなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
卸売をした物品の相手側の明示及び引き取り	卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等を買受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。 仲卸業者は、卸売を受けた生鮮食料品等を速やかに引き取らなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
仲卸業者の直荷引き	仲卸業者は、生鮮食料品等の販売の委託の引き受けをしてはならない。 仲卸業者は、仲卸業務として卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。

取引ルール	内 容	理 由
卸売業者、仲卸業者の小売行為	卸売業者・仲卸業者はその業務において小売行為を行った場合は市長へ届け出なければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
売買取引の制限	市長は、せり売り、入札による卸売において、不正があった場合などは、売買の差し止め、せり直し、再入札を命ずることができる。	公正・公平な取引を確保するため。
衛生上有害な物品の売買禁止	衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 市長は、衛生上有害な物品等の販売を差し止め、又は撤去を命ずることができる。	安全・安心な生鮮食料品等の流通を確保するため。
卸売予定・結果数量等の報告	卸売業者は、卸売予定の品目ごとの数量、主要な産地を市長に報告し、卸売結果については左記に加え高値、中値、安値を市長に報告しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
仕切り及び送金	卸売業者は、販売委託者に対し、卸売の翌日までに売買仕切書を送付し、売買仕切金を支払わねばならない。(支払の特約等がある場合はその日まで。)	卸売業者の適切かつ健全な運営を確認するため。
仕切り金及び送金に関する特約	卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について、委託者と特約を締結したときは、その内容・支払方法等を記載した書面を作成し、保存しなければならない。	卸売業者の適切かつ健全な運営を確認するため。
委託手数料の率	卸売業者は、委託手数料を定めるときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。	卸売業者の適切かつ健全な運営を確認するため。
仲卸業者の事業報告書の提出	仲卸業者は、事業報告書等を市長に提出しなければならない。	仲卸業者の適正かつ健全な運営を確保するため。

取引ルール	内 容	理 由
品質管理	取引参加者は、食品衛生法その他関係法令に即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。	安全・安心な生鮮食料品等の流通を確保するため。
卸売業者の業務の許可	市長の業務許可とする。	公正・公平な取引を確保するため。
せり人の届出	市長への届出とし、届出を受けた市長が登録証を発行する。	公正・公平な取引を確保するため。
仲卸業者の業務の許可	市長の業務許可はそのままに、卸売業者・仲卸業者の役員・使用人との兼務禁止を廃止する。	公正・公平な取引を確保するため。 (規制する意義が失われたため。)
売買参加者の承認	市長の承認はそのままに、卸売業者・仲卸業者の役員・使用人との兼務禁止を廃止する。	公正・公平な取引を確保するため。 (規制する意義が失われたため。)
関連事業者の許可	市長の業務許可とする。許可対象とする業務を実態にあわせて見直す。	公正・公平な取引を確保するため。 (市場の利便性の向上・活性化を図るため。)